

吉野町パブリックコメント手続に関する指針

第1 目的

この指針は、町が実施するパブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、町の行政運営における公正性の確保、透明性の向上及び町民参加の促進を図り、町民と町との協働のまちづくりを推進することを目的とする。

第2 定義

この指針において使用する用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

(1) パブリックコメント手続

町の基本的な政策等を策定する過程において、その政策等の趣旨、目的、内容等を広く公表し、それに対して提出された町民等の意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する実施機関の考え方を公表する一連の手続きをいう。

(2) 町民等

この指針において「町民等」とは、次に掲げる者をいう。

ア 町内に住所を有する者

イ 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

ウ 町内に存する事務所または事業所に勤務する者

エ 町内に存する学校に在学する者

オ パブリックコメント手続に係る政策等の案に利害を有する者

(3) 実施機関

町長、水道事業管理者及び教育委員会をいう。

第3 対象

パブリックコメント手続の対象となる政策等の策定は、次に掲げるものとする。

(1) 町の基本的な施策に関する計画、指針の策定又は変更

(2) 町の基本的な方針を定める条例の制定又は改廃

(3) 町民等に義務を課し、または権利を制限することを内容とする条例（町税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収にかかるものを除く。）の制定又は改廃

(4) 前3号に掲げるもののほか、特にパブリックコメント手続を実施する必要があると認められるもの

第4 適用除外

第3の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しない。

(1) 緊急を要するもの又は軽微なものである場合

(2) 裁量の余地が少ないと認められる場合

(3) 法令等において別に定めがある場合

第5 公表の方法

- 1 実施機関は、第3に掲げる政策等を策定しようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、当該政策等の案を公表する。なお、公表の際には、政策等の趣旨及び目的並びに関連資料もあわせて公表するものとする。
- 2 前項の規定による公表は、次に掲げる方法により行う。
 - (1) ホームページへの掲載
 - (2) 実施機関の担当課等での閲覧又は配布
 - (3) 実施機関が必要と認める施設での閲覧又は配布
- 3 実施機関は、政策等の案を公表するにあたっては、あらかじめ、政策等の名称、意見等の提出方法・提出期間、案等の入手方法等について、必要に応じ、町広報誌、文字放送及びホームページ等に掲載することにより、当該パブリックコメント手続の実施を町民等に周知されるよう努めるものとする。

第6 意見の提出方法

- 1 実施機関は、次に掲げる方法により、政策等の案に対する町民等からの意見の提出を受けるものとする。
 - (1) 実施機関が指定する場所への持参
 - (2) 郵便
 - (3) 電子メール
 - (4) ファックス
- 2 実施機関は、意見等の提出に必要な期間を勘案し、おおむね1か月程度を目安として、意見の提出期間を定めるものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合は、その期間を短縮することができる。
- 3 意見の受付は、意見を提出しようとするものの氏名及び住所並びに法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び所在地が明記されているものに限る。

第7 意見の取扱いと公表

- 1 実施機関は、提出された意見等を十分に考慮のうえ、意思決定を行うものとする。
- 2 実施機関は、次に掲げる事項を速やかに公表するものとする。
 - (1) 提出された意見等の概要
 - (2) 提出された意見等に対する実施機関の考え方
 - (3) 提出された意見等を踏まえ政策等の案の修正を行った場合は、その修正の内容
- 3 意見の公表は、原則としてホームページへの掲載によるものとする。

第8 その他

この指針に定めるものの他、本手続の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この指針は、平成23年3月1日から施行する。